

# 報 告 書

「留学生及び就学生の受入れに関する提言」

平成 2 1 年 1 月

第五次出入国管理政策懇談会

## 第五次出入国管理政策懇談会メンバー

(敬称略・50音順)

(座長) 木村 孟	大学評価・学位授与機構長
井上 洋	日本経済団体連合会産業第一本部長
加藤 朗	桜美林大学国際学部教授
小寺 彰	東京大学大学院教授
多賀谷 一 照	千葉大学法経学部教授
寺田 範 雄	全国商工会連合会専務理事
内藤 正 典	一橋大学大学院教授
中島 厚 志	みずほ総合研究所専務執行役員チーフ エコノミスト
中谷 巖	多摩大学教授，多摩大学ルネッサンス センター長，三菱UFJリサーチ&コ ンサルティング株式会社理事長
長谷川 裕 子	日本労働組合総連合会常任中央執行委 員・総合労働局長
前田 雅 英	首都大学東京都市教養学部長
マリ・クリスティーヌ	異文化コミュニケーター
横田 洋 三	中央大学法科大学院教授 国際連合大学学長特別顧問  (財)人権教育啓発推進センタ - 理事長 ILO条約勧告適用専門家委員会委員
吉川 精 一	弁護士

# 目 次

第 1 はじめに

第 2 留学生の適正・円滑な受入れについて

第 3 留学生の入国・在留審査について

第 4 留学生の資格外活動について

第 5 留学生の卒業後の就職支援について

第 6 在留資格「留学」の在留期間について

第 7 在留資格「留学」・「就学」の一本化について

## 第1 はじめに

平成20年1月、第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説において、日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大する方策の一環として、我が国への「留学生30万人計画」が提唱された。これを受けた政府の取組みとして、同年6月に、「2020年を目途に留学生数を30万人とすることを旨とする」ことを盛り込んだ、経済財政改革の基本方針2008が閣議決定されたほか、同年7月には、文部科学省を始めとする関係省庁により、「留学生30万人計画」骨子が策定された。

このような状況を踏まえ、出入国管理政策懇談会では、計4回の会合を開き、「留学生30万人計画」の実現に向けた出入国管理行政の在り方について議論を行った。

## 第2 留学生の適正・円滑な受入れについて

留学生の受入れは、科学技術、産業等の国際競争力の維持・向上や人材育成を通じた知的国際貢献に資するとともに、人的ネットワークの形成による相互理解・友好関係の深化、ひいては世界の安定と平和に資するなど多くの面で意義がある。また、留学生の受入れは、キャンパスに国際的な環境を醸成し、多文化経験を通じ国際的な視野を持った日本人の育成にも寄与するものであるため、積極的に推進すべきである。

留学生の受入れ拡大のためには、教育機関における留学生受入れに係る専門的な組織などによる留学生の入学選抜、在籍管理、

生活支援，就職支援等が重要である。また，出入国管理行政においても円滑な受入れを実現する必要があるが，同時に，不法残留者，不法就労者等の増加を招くことのないよう配慮する必要がある。

このため，教育機関としては，勉学意欲を有する優秀な留学生の適切な入学選抜と責任ある在籍管理により留学生の質を確保するとともに，入国管理局に対して留学生の在籍状況について情報を提供することとし，入国管理局としては，教育機関からの情報提供及び事実の調査に基づく留学生の適正な在留管理を実現すべきである。

なお，大学評価の枠組みの中に留学生の入学選抜や在籍者数の把握を含む在籍管理等に関する評価を加えることにより，教育機関の適切な入学選抜や在籍管理等に対するインセンティブを高める方策についても検討すべきである。

### 第3 留学生の入国・在留審査について

留学生30万人計画の進展に伴い，今後見込まれる大量の入国申請等に対し，迅速・円滑な入国・在留審査の実施が求められる。

このため，適切な入学選抜や在籍管理を行うなどして不法残留者や不法就労者を発生させていない教育機関からの申請については，提出書類の大幅な簡素化を図るとともに，原則として，申請後1週間以内を目途に結論を出すよう，審査期間の大幅な短縮を図るべきである。

他方，適切な入学選抜や在籍管理が行われなかった結果，不法残留

者や不法就労者を多数発生させている教育機関，虚偽申請又は虚偽の情報を提供するなどした教育機関からの申請については，従前どおり厳格な審査を実施することが必要である。

#### 第4 留学生の資格外活動について

留学生が安心して勉学に専念するためには各種奨学金の充実や本国からの十分な仕送りが望まれるところであるが，現実には，本国との経済格差等から多くの留学生がアルバイトにより学費や生活費を補填しているのも実情である。

このような実情にかんがみ，引き続き留学生に対する現行の資格外活動許可の取扱いを維持するとともに，これに加えて，学業と両立するTA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）としての活動及びインターンシップとしての活動については，大学の責任において行われることなどを条件に資格外活動許可を必要としないことも検討すべきである。

なお，教育機関は，留学生活が就労中心とならないよう，勉学意欲の高い留学生の入学選抜と，違法な資格外活動に繋がらないような適切な在籍管理を行うことが必要である。

#### 第5 留学生の卒業後の就職支援について

留学生の受入れは，各国の人材育成への貢献や我が国経済社会の発展，科学技術・学術の振興，世界で活躍できる人材の育成に資するものであるが，同時に，留学生が大学等で学んだ知識や技術を生かして引き続き我が国の企業等で活躍することは，我が国

の発展等に寄与するのみならず，我が国への留学の誘因ともなり得るものである。

留学生の卒業後の就職に関しては，教育機関における人材教育や日本人学生と同様のきめ細かな就職支援，「外国人雇用サービスセンター」（外国人版ハローワーク）における就職支援が重要であるとともに，企業における積極的な採用，登用が不可欠である。

なお，留学生が卒業後，帰国する場合についても，その支援を検討すべきである。

このような観点から，留学生の就職支援に関し，入国管理局においては，大学の学部卒業生や大学院修了者からの就労資格への在留資格の変更について，専攻科目と就職先の業務内容との関連性を問わないなど幅広く柔軟に対応すべきである。また，提出書類の見直しにより留学生を雇用する企業側の負担軽減を図るとともに，迅速な審査を実現すべきである。さらに，卒業後の就職活動期間に関しては，現行の最大180日の滞在期間について一定の成果が認められることから，教育機関が卒業後も継続して就職支援を行うことを前提に，卒業後の就職活動期間を1年程度に延長すべきである。

## 第6 在留資格「留学」の在留期間について

在留資格「留学」の在留期間については，「2年」又は「1年」とされているところ，留学生や教育機関の利便性への配慮及び負担軽減を図る観点から，「留学」の在留期間を伸長することが適

当である。

もっとも、在留期間の伸長に当たっては、不法残留の増加等の問題を生じさせるおそれを考慮し、新しい在留管理制度の構築を前提に、教育機関の行う学生の在籍管理の徹底により問題が生じない体制を構築した上で実施すべきである。

その際、教育機関は留学生が卒業や退学等により在籍しなくなった場合は、速やかに入国管理局に通知することとし、当該通知を受けた入国管理局は必要に応じてその留学生の在留資格を取り消すべきである。

## 第7 在留資格「留学」・「就学」の一本化について

現在、外国人が本邦において教育を受ける活動については、教育機関の形態により「留学」と「就学」の在留資格に区分されており、大学等高等教育機関で教育を受ける活動を「留学」、高等学校、専修学校（一般課程、高等課程）及び各種学校等において教育を受ける活動を「就学」として在留管理が行われている。

しかし、欧米諸国においては教育機関の形態による在留資格の区分を行っていない国も多く、我が国においてもこのような区分をなくすべきとの指摘もなされている。

また、日本語教育機関については、日本語教育機関修了者の約7割が我が国の大学等に進学している状況にあること、大学や企業において留学生の日本語能力を重視する傾向にあることなどから、今後の留学生の受入れ拡大に伴い、就学を留学へのワンステップとした位置付けが強まってくることが考えられる。

一方、在留資格「就学」に係る不法残留者数については、かつて在留資格「留学」を大きく上回っていたものの、年々減少傾向にあり、平成18年以降は、在留資格「留学」に係る不法残留者数を下回る状況となっている。

このような状況を踏まえ、外国人の本邦において教育を受ける活動については在留資格の区分をなくし、「留学」と「就学」の一本化を図るべきであるが、一方で、在留資格を一本化しつつも、「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」として定める上陸許可の要件については、引き続き教育機関の形態に応じたものとし、適正な在留管理を行うべきである。

他方、教育機関は、適切な入学選抜や在籍管理を行うとともに、留学生の在籍状況を入国管理局に情報提供することとし、入国管理局は教育機関からの情報提供及び的確な事実の調査に基づき適正な在留管理を実現すべきである。また、法務大臣の告示をもって定められている教育機関については、適正な在留管理の実現を図る観点から外国人の受入教育機関として適切でないと認められる事実が判明するなどした場合には、当該告示から削除するなど厳格な措置が必要である。